

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成19年9月28日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に、建設リサイクル専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

建設リサイクル専門委員会の設置について

1．設置の趣旨

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)は、平成12年の法施行(14年完全施行)後、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標として、平成22年度における再資源化等率を95%と定め、その達成に向け取り組んできており着実に進展しているところであるが、一部の品目においては再資源化が十分に進んでいるとは言えない状況にある。また、建設廃棄物の不法投棄は、産業廃棄物全体の7～8割を占めており、依然として全国各地で深刻な問題である。

同法の附則第4条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、標記専門委員会を設置して、建設リサイクル制度の見直しについて検討するものである。

2．検討事項

- (1) 特定建設資材廃棄物の分別解体等の促進策に関する事
- (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進策に関する事
- (3) その他建設リサイクル制度の運営に関する検討

3．検討スケジュール

概ね月1回程度開催する予定。

4．運営方針

- ・専門委員会は、専門学識経験者、関係業界及び地方公共団体関係者から構成する。
- ・国土交通省社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会との合同開催を行うことを予定。